2010年8月3日改定
2011年2月1日改定
2012年7月1日改定
2014年1月10日改定
2015年7月1日改定

〈ワイドスターⅡ　定額保守サービス利用規約〉

この利用規約（以下「本規約」という）は、株式会社ＮＴＴドコモ（以下「当社」という）が提供する対象機器の保守サービス（以下「本サービス」という）の提供条件について定めます。なお、本サービスは、対象機器の保守サービスを行うものであり、衛星電話を利用した電気通信サービスを含むその他のサービスの提供を行うものではありません。

１．対象機器

当社は、次に定める船舶設置のワイドスターⅡ（以下「対象機器」又は「端末」という）について本サービスを提供します。

・衛星船舶・車載端末　01
・衛星船舶車載アンテナ　01

２．本サービスの内容及び範囲

(1)本サービスは、当社が別に定めるワイドスター通信サービス契約約款（以下「契約約款」という）に基づくワイドスター通信サービス（以下「衛星電話サービス」という）の回線契約（以下「衛星電話契約」という）並びに対象機器を有しているお客様に対して、本規約に基づき提供致します。
(2)本サービスの申込にあたっては、以下の「サービスメニュー一覧」に記載の中から何れかのメニューを選択していただきます。

【サービスメニュー一覧】

メニュー名	現地作業にかかる費用	端末修理にかかる費用
フルサポート保守サービス	定額保守料金に含む	定額保守料金に含む（自然故障ではない場合）は修理費用が発生）
オンサイトサポート保守サービス	定額保守料金に含む	修理実施の都度修理費用を負担
スポット保守サービス	作業実施の都度保守料金を負担	修理実施の都度修理費用を負担

※1「現地作業にかかる費用」とは、第5項の定めに従い、腰用切分や修理を行うために現地に出向いた際に発生する費用をいい、具体的な金額は第8項に規定します。
※2「端末修理にかかる費用」とは、修理を実施した際に、第7項の定めに従い、有償修理となる場合に発生する費用をいい、具体的な金額は第8項に規定します。

３．本サービスの申込

本サービスの申込をするときは、次の条件に従い当社所定の契約申込書（別紙1「保守対象機器一覧」を含みます。以下「契約申込書」という）及び契約申込書の記載内容を確認するための書類を当社が指定する契約事務を行う事業所に提出していただきます。

(1)本サービスの申込は、衛星電話契約の契約者に限ります。
(2)フルサポート保守サービスは、①衛星電話契約の新規申込と対象機器の購入を併せて行う場合は衛星電話サービスの提供開始日から30日以内に、②対象機器の購入のみの場合は対象機器の購入日から30日以内において、お客様の希望する本サービス提供開始日の7日前までに、当社に申込を行うものとします。
(3)オンラインサポート保守サービス及びスポット保守サービスは、お客様の希望するサービス提供開始日の7日前までに、契約申込書により、当社に申込を行うものとします。

４．申込の承諾

当社は、次の何れかに該当しないことを確認したときは本サービスの申込を承諾するものとし、お客様と当社との間で本サービスの提供にかかる契約が成立するものとします。なお、お客様が希望されるサービス提供開始日に本サービスを提供できない場合があります。

(1)お客様が当社との衛星電話契約若しくは本契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき
(2)その他当社の業務の遂行上支障があると認めたとき

５．本サービスの提供条件

(1)本サービスの提供は日本国内の次に定める場所に限ります。ただし、当社とお客様との間で本サービス提供場所以外での提供について、作業内容及び作業に必要となる費用等について合意できたときはこの限りではありません。

①別紙２「普通工事区域の基点港湾」より陸路において50キロメートル以下の地域であること
②北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の各本土より架橋のある離島であり、普通工事区域の基点港湾が指定されている地域であること

③船舶がけい留施設にけい留又はびょう地にびょう泊されている場合又は陸岸されていること

(2)本サービスは、作業場所及び作業日時をお客様と協議のうえ決定し、当社が別途指定する保守協力会社により故障切分け作業（現地作業）を行い、故障切分け作業の結果、修理が必要であると当社が判断した場合は、故障したお客様の対象機器（以下「故障機器」という）を良品機器と交換することで提供するものとします。

(3)修理の際に、故障機器等の内部データは初期化されますが、当社は、故障機器等の内部に保存された「メモリダイヤル」、並びに各種設定等（以下「内部データ」という）を別の端末に移し変えることは致しません。必要な内部データは、お客様自身でバックアップを行って下さい。

(4)全損・水濡れ等の状況により故障機器の修理ができないと当社が判断した場合は、故障修理を行わないものとします。この場合、当社は速やかにその事実をお客様に通知致します。

(5)故障対応作業（現地作業）を行う際に必要な範囲でお客様対象機器等の稼動を停止して頂く場合がございます。

(6)故障対応作業（現地作業）を行うにあたり、安全に作業を行うことができるよう当社が依頼した場合はお客様は必要な措置を講じることといたします。

(7)当社は、故障対応作業（現地作業）を行う際に、対象機器の設置場所の状況から技術員が安全に作業ができないと判断したとき、お客様にて、対象機器を本サービス実施可能な場所まで移動していただくか、若しくは修理をお断りする場合があります。

(8)お客様は、本契約に基づき、当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は承継させる場合は、当社に予め通知のうえ、当社所定の手続きを実施して頂きます。

(9)フルサポート保守サービスは、本サービスにかかる対象機器について提供を開始した日より6年未満をサービス提供期間とし、6年を経過した日より本サービス提供義務は消滅することとします。

6．本サービスの提供時間帯及びコールセンター

当社は本サービスを次の時間帯において提供します。

(1)故障受付

9:00　～　20:00、365日

※故障受付は、当社が定める専用のコールセンターで行います。

(2)故障対応作業（現地作業）

平日の9:00　～　18:00

土休日の9:00　～　17:00（年末年始の12/29～12/31及び1/1～1/3を除く）

※当社の都合等により受付・故障対応作業ができない（遅延含む）場合があることを予めご了承願います。

※故障対応作業（現地作業）においては、作業場所及び作業日時を別途協議させて頂きます。

※上記記載時間以外の故障対応作業（現地作業）については、別途お客様と協議させて頂きます。

7．本サービスの利用利用金の支払義務

(1)定額保守料金

お客様は、フルサポート保守サービス及びオンサイトサポート保守サービスを選択するときは、毎月の料金額として第8項に定める額をシハラッテいただきます。

(2)現地作業にかかる費用

お客様は、現地作業を行う申し出をし、作業員が現地に出向いた場合は、対象機器の修理実施の有無に関わらず第8項に定める費用を支払っていただきます。

(3)端末修理にかかる費用

お客様は、次の条件に基づき、第2項(2)サービスメニュー一覧の「端末修理にかかる費用」について第8項に定める額を支払っていただきます。

①端末修理にかかる費用が無償となる場合

故障の原因が自然故障（当社の定める基準に照らして、取扱説明書の注意書にしたがった正常な使用状態のもとで発生した故障）と当社が判断した場合で、かつ修理依頼が故障機器の端末保証期間内（当該端末の販売後1年未満）になされたとき、又はフルサポート保守サービスご契約の場合は自然故障と判断したとき（端末保証期間を経過した場合も含む）

②有償による修理

前号に定める条件にあてはまらない場合（この場合、契約申込書に記載されているお客様連絡先に有償修理になる旨を連絡し、有償修理実施におけるお客様の承諾を得た後、良品機器との交換による修理を行いすま。故障修理にかかる費用の請求は、当該修理実施後に、別途行うものとします。

ただし、有償で修理を行う旨についてお客様の承諾を得られなかった場合、故障機器の故障原因が全損又は水濡れ等により故障機器の修理が不可能であると当社が判断した場合においてはこの限りでなく、当社はその旨をお客様に通知のうえ、故障修理を行わないものとします。）

８．本サービスの料金額

(1) フルサポート保守サービス

【料金表】

料金	保守料金（税抜）	備
定額保守料金	3,400 円	※月次に支払うものとする
端末修理にかかる費用	本項（4）に定める費用	※自然故障でない場合

(2) オンサイトサポート保守サービス

【料金表】

料金	保守料金（税抜）	備
定額保守料金	2,700 円	※月次に支払うものとする
端末修理にかかる費用	本項（4）に定める費用	※自然故障でない場合、又は端末保証期間を経過した場合

(3) スポット保守サービス

【料金表】

料金	保守料金（税抜）	備
現地作業にかかる費用	49,000 円	※現地作業実施の都度
端末修理にかかる費用	本項（4）に定める費用	※自然故障でない場合、又は端末保証期間を経過した場合

(4) 端末修理にかかる費用

【料金表】

修理対象機器		修理費用（税抜）
衛星船舶・車載端末　01		11,2700 円
衛星船舶車載アンテナ　01		144,400 円
付属品	衛星ハンドセット　01	50,000 円
	衛星ＦＡＸアダプタ　01	92,300 円

９．本サービス利用料金の支払方法等

(1) お客様は、本サービスにかかる定額保守料金を、所定の支払期日（以下「支払期日」という）までに支払っていただきます。この場合において、お客様は、その料金（第 16 項の定めにより、当社が請求事業者（第 16 項第 1 号に定める者をいいます。以下同じ）へ譲渡したものを除きます）について、当社が指定する契約約款に定めるワイドスター通信サービス取扱所（以下「衛星電話サービス取扱所」という）又は金融機関等において支払っていただきます。なお、サービス提供開始日が月途中の場合、該当月の定額保守料金を暦日数により利用日数分（サービス提供開始日を含みます）で日割り計算した金額が請求されます。

(2) 支払を銀行振り込み等で行う場合、振込み等にかかる手数料はお客様負担します。

(3) 定額保守料金の他に現地作業にかかる費用若しくは端末修理にかかる費用が発生した場合、又は第 5 項第 1 号の本サービス提供場所以外でのサービス提供にかかる現地作業費等（お客様と協議の上第 5 項のサービス提供場所以外で現地作業を行った場合の作業費及び交通費をいいます）が発生した場合、それらの費用については、当該作業の完了毎に請求書をお客様に送付致します。この場合の当該費用の支払いについては、前二号を準用するものとします。なお、当社とお客様との間で別途締結済みの衛星電話契約に基づくお客様の月額の通信料金と合わせて、お支払い頂くことも可能です。

(4) 当社は、お客様から本項第 1 号に定める支払期日を経過しても本サービスの利用料金の入金が確認できないとき（支払期日を経過した後、衛星電話サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業者に限ります）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第 16 項の規定により、当社が衛星電話サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者が支払いの事実を確認できないときを含みます）は、本サービスの提供を停止するとともに、当該事由が解消しない場合は、本契約を解除する場合があります。この場合、本サービス利用料金の減額・返還等は一切行わないものとします。

(5) 定額保守料金等の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てるものとします。

(6) お客様は、本サービス利用料金その他の債務（第 16 項の規定により、当社が請求事業者へその債権を譲渡したものを含み、延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額

を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(7) 延滞利息の支払い義務の適用については、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約約款の定めを準用するものとします。

10. 業務完了報告及び検査

当社は、本サービスに基づき故障対応作業（現地作業）を実施した場合、「端末修理完了報告書」により作業実施の報告を行うこととします。

11. 契約の解除

当社は、お客様に次の各号の一に定める事由が生じたときは、お客様に対する催告その他何らの手続きを行うことなく、本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、定額保守料金の返還は行わず、契約解除に関連して当社に発生した一切の損害及び費用は、利用者の負担とします。

(1) 本規約に定める各項目の一に違反したとき
(2) 申込にあたって、当社所定の契約申込書に事実に反する記載を行ったことが判明したとき
(3) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
(4) お客様の信用状態に重大な変化が生じ、本契約の継続が困難と当社が判断したとき
(5) お客様の衛星電話契約について、解除、利用の一時中断又は利用休止がなされたとき
(6) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

12. 中途解約

お客様は、フルサポート保守サービス及びオンサイト保守サービスについて、自己の都合によりいつでも各個別サービスに係る契約の全部を解約することができます。この場合、お客様が第 3 項に定める契約事務を行う事業所又は第 6 項第 1 号に定める専用のコールセンターを通じて当社に解約の申し出をし、当社が当該申し出を受理した日をもって解約日とします。解約日が月途中の場合の当該月の保守料金は該当月の定額保守料金を利用日数分（解約日の前日までの日数とし、解約日は含みません）で日割り計算した金額とします。

13. 免責事項

当社は次に定める事項について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

(1) 対象機器に内部データが残っていたことによるお客様に発生したいかなる損害
(2) 本サービスの提供に伴うお客様のソフトウェア及びデータの損壊・消失等
(3) 天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由による本サービスの提供遅延又は不能
(4) 前各号の他、当社の責に帰す

14. 契約期間

次の各号に掲げる個別サービスに係る本契約の契約期間は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) フルサポート保守サービスの契約期間
サービス開始日より 6 年以内とします。なお、本サービスの途中解約を行った場合の再契約は、行なえません。
(2) オンサイトサポート保守サービスの契約期間
サービス開始日より、第 12 項で定める解約日までの期間とします。

15. その他

個別の本サービスの故障対応作業完了日から起算して 1 か月以内に修理内容について瑕疵が発見され、当該瑕疵が当社の故意・過失に起因する場合は、当社の費用において、当該瑕疵の補修を実施するも

16. 債権の譲渡

(1) お客様（当社が契約約款に基づき指定するお客様を除きます）は、当社が本サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます）に譲渡することを承諾していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
(2) お客様は、契約約款に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、お客様の氏名、住所及び電話番号等の情報（請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報に限ります）並びに金融機関の口座場号、クレジットカード番号等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報に限ります）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
(3) お客様は、当社が第 1 項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支

払状況に関するものに限ります）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

17. 損害賠償
当社が本契約又は本サービスの提供に関してお客様に発生した損害を賠償する場合、その損害賠償金額の累積総額は、如何なる場合においても、本規約に特段の定めのある場合を除き、お客様が支払済の定額保守料金の総額又は直近一年分の定額保守料金のうちのいずれか定額の金額を超えないものとします。

18. 本規約の変更
当社は、必要が生じた場合は、本規約を変更することができるものとし、この場合、利用者は変更後の規定に従うものとします。当社は、本規約の内容を変更する場合は、当社ホームページの掲載その他の方法により周知します。

19. 紛争の解決
本サービス或いは本契約に関して、お客様と当社との間で紛争が発生した場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（2015 年 7 月 1 日）
この改定規約は、2015 年 8 月 25 日から実施します。

別紙1 【保守対象機器管理一覧】

ワイドスターⅡ　衛星船舶・車載端末　保守サービス受付管理票

株式会社　NTTドコモ
法人ビジネス戦略部　　　御中

お申込み年月日	年　　月　　日

「ワイドスターⅡ保守サービス利用規約」に同意・承諾の上、以下の内容を申込みます。

<table>
<tr><td rowspan="6">契約者名</td><td>（ﾌﾘｶﾞﾅ）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>お客様名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td colspan="2">(TEL)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(FAX)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(e-Mail)</td></tr>
<tr><td>保守サービスメニュー</td><td colspan="3">□．フルサポート保守サービス
□．オンサイトサポート保守サービス
□．スポット保守サービス</td></tr>
<tr><td>サービス契約期間</td><td colspan="3">開始日　　年　　月　　日 ～ 終了日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>対象機器</td><td colspan="2">衛星船舶・車載端末　01製造番号</td><td></td></tr>
<tr><td>対象機器</td><td colspan="2">衛星船舶車載アンテナ01製造番号</td><td></td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">故障時の保守サービス対応者

※保守サービス対応者が複数名いる場合は備考欄に追加願います。</td><td>（ﾌﾘｶﾞﾅ）
氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td>(TEL)</td><td></td></tr>
<tr><td>(FAX)</td><td></td></tr>
<tr><td>(e-Mail)</td><td></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

【特記事項】
※保守サービス管理票にて、記載頂いた個人情報につきましては、ワイドスターⅡ保守サービスに関するご連絡、ご案内等についてのみ使用させて頂くものとし、当社の「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に従って厳重に取扱います。

別紙２ 【普通工事区域の基点港湾】

エリア	都道府県名	基点港湾名							
北海道エリア	北海道	釧路港	小樽港	苫小牧港	紋別港				
		網走港	香深港（礼文島）	根室港	稚内港				
		岩内港	霧多布港	函館港					
		浦河港	崎無異港	増毛港					
		枝幸港	十勝港	室蘭港					
東北エリア	青森県	八戸港	青森港	七里長浜港	関根浜港				
	岩手県	釜石港	大船渡港						
	宮城県	気仙沼港	仙台塩釜港	石巻港	宮古港				
	秋田県	船川港							
	山形県	鼠ヶ関港	酒田港						
	福島県	小名浜港	相馬港						
首都圏エリア	茨城県	川尻港	茨城港						
	千葉県	興津港	館山港	名洗港					
	東京都	東京港	神津港（神津島）	新島港（新島）	神湊港（八丈島）	三池港（三宅島）	八重根港（八丈島）	二見港（父島）	
	神奈川県	川崎港	横須賀港	葉山港	横浜港				
	新潟県	新潟港	直江津港	両津港（佐渡島）					
東海エリア	静岡県	下田港	浜名港	沼津港	宇久須港	大井川港	清水港		
	愛知県	師崎港	三河港	吉田港	名古屋港	倉舞港			
	三重県	宇治山田港	尾鷲港	五ヶ所港					
関西エリア	富山県	魚津港	伏木富山港						
	石川県	金沢港	輪島港	小木港	福浦港				
	福井県	敦賀港							
	京都府	舞鶴港							
	大阪府	大阪港	境泉北港						
	兵庫県	姫路港	神戸港	尼崎西宮芦屋港	柴山港	古池港			
	和歌山県	由良港	和歌山港	袋港	文里港	勝浦港			
中国エリア	鳥取県	境港							
	島根県	西郷（隠岐諸島　島後）	宅野港	田儀港					
	岡山県	水島港							
	広島県	佐木港（因島）	尾道糸崎港	呉港	広島港				
	山口県	岩国港	徳山下松港	宇部港	下関港	仙崎港	萩港		
四国エリア	香川県	坂出港							
	徳島県	徳島小松島港							
	愛媛県	宇和島港	今治港	八幡浜港	御荘港				
	高知県	高知港	甲浦港						
九州エリア	福岡県	北九州港	三池港	博多港					
	佐賀県	呼子港							
	長崎県	長崎港	比田勝港（対馬）	印通寺港（壱岐）	佐世保港	古江港	厳原港（対馬）	田平港	有川港（中通島）
		鹿見港（対馬）	堂崎港	太田尾港	富江港（福江島）	相の浦港（奈留島）			
	熊本県	牛深港							
	大分県	佐伯港	別府港	臼杵港					
	宮崎県	油津港	延岡新港	外浦港					
	鹿児島県	鹿児島港	与論港（与論島）	高之口港	名瀬港（奄美大島）	屋久津港（種子島）	串木野新港		
	沖縄県	石垣港（石垣島）	平良港（宮古島）	兼城港（久米島）	那覇港（沖縄島）	金武湾港（沖縄島）	伊江港（伊江島）		